教育委員会会議　定例会

令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ９ 日

提 出 議 案 綴

山梨県教育委員会

１　議　　案

第　２９　号　　職員の処分について

第　３０　号　　「改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業に係る運営支援業務」に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会委員の委嘱・任命について

第　３１　号　　山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

２　報　告　事　項

（　６　）　　県立学校の特例任用校長の選考実施について

３　その他報告

な　　し

議案第　２９　号

職員の処分について

［別途資料配付］

議案第　３０　号

「改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業に係る運営支援業務」に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会委員の委嘱・任命について

［資料別途配付］

議案第　３１　号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

提案理由

県立高等学校の定時制及び通信制課程への修学を支援するため、生徒が負担する授業料に関し減免の措置を講ずる必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

告示の概要

教育庁高校教育課

題　　名	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
趣　　旨	県立高等学校の定時制及び通信制課程への修学を支援するため、生徒が負担する授業料に関し減免の措置を講ずる必要がある。
内　　容	1　告示改正の背景等 ○　令和８年３月、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正され、年収に係る所得制限が撤廃されるとともに、生徒の国籍・在留資格に関する要件が新たに設けられた。 ○　また、就学支援金の対象外となる生徒のうち、高校生等・新修学支援金制度※の対象となる生徒については、就学支援金と同様に支援を行うこととなった。 ※　都道府県が授業料相当額を補助する事業に国が補助する制度が創設されたため、県は県立高校において同補助金が適用される制度を創設した。 ○　上記制度の対象となる定時制及び通信制課程の生徒は、授業料の一部に自己負担が生じている。 ○　このため、生徒が負担する授業料に関し減免の措置を講ずる必要がある。 2　告示改正の内容 （１）高校生等・新修学支援金制度の対象者を減免対象に加える。 （２）「保護者等」の定義を改める。
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	令和８年４月１日から適用する。

山梨県教育委員会告示第　　号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年　月　日

山梨県教育委員会
教育長

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程（昭和六十年山梨県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項に規定する就学に要する経費を負担すべき者」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等」に改め、同項第六号中「（平成二十二年法律第十八号。次号において「法」という。）」を削り、同号イ中「次号及び」を削り、「次条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項第七号を次のように改める。

七　山梨県公立高等学校高校生等・新修学支援金支給要領の規定により支給する高校生等・新修学支援金の支給を認定された生徒（次条第一項第四号において「新修学支援金受給権者」という。）であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、前号イ又はロのいずれかに該当するとき。

第三条第一項第四号中「臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（受給権者である期間を除く。）」を「新修学支援金受給権者である期間（当該年度に限る。）」に改め、同条第二項中「前条第一項第六号」の下に「又は第七号」を加え、「同号」を「、同項第六号」に改め、「、同項第七号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分の単位数」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の規定は、令和八年四月一日から適用する。

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程新旧対照表

新	旧
（減免の対象） 第二条　授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。 一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき。 二～五　略 六　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第五条第一項に規定する受給権者（次条第一項第三号において「受給権者」という。）である生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが次のいずれかに該当するとき。 イ　減免を受けようとする年度（ロ、次条第一項第三号及び第四号において「当該年度」という。）に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超えるとき。 ロ　略 七　山梨県公立高等学校高校生等・新修学支援金支給要領の規定により支給する高校生等・新修学支援金の支給を認定された生徒（次条第一項第四号において「新修学支援金受給権者」という。）であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、前号イ又はロのいずれかに該当するとき。	（減免の対象） 第二条　授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。 一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項に規定する就学に要する経費を負担すべき者 （以下「保護者等」という。）が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき。 二～五　略 六　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。次号において「法」という。）第五条第一項に規定する受給権者（次条第一項第三号において「受給権者」という。）である生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが次のいずれかに該当するとき。 イ　減免を受けようとする年度（ロ、次号及び次条第一項第三号において「当該年度」という。）に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超えるとき。 ロ　略 七　法第三条第二項第三号に該当する者で山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金支給要領の規定により支給する高校生等臨時支援金（次条第一項第四号において「臨時支援金」という。）の支給を認定された生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が十八を超えるとき。

2　略	2　略
（減免の期間及び単位数） 第三条　授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間とする。 一～三　略 四　前条第一項第七号に掲げるとき　新修学支援金受給権者である期間（当該年度に限る。） 2　前条第一項第六号又は第七号に掲げる場合の授業料減免の単位数は、同項第六号イ又はロに規定する単位を超える部分とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金（この項において「学び直し支援金」という。）を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。	（減免の期間及び単位数） 第三条　授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間とする。 一～三　略 四　前条第一項第七号に掲げるとき　臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（受給権者である期間を除く。） 2　前条第一項第六号に掲げる場合の授業料減免の単位数は同号イ又はロに規定する単位を超える部分、同項第七号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金（この項において「学び直し支援金」という。）を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。

報告事項６

（令和８年９月２９日　定例教育委員会）

課　名	高校教育課

件名	県立学校の特例任用校長の選考実施について
経緯	○特例任用制度（山梨県職員の定年等に関する条例第９条） ①勤務延長型特例任用（第１項第１号）：高度の知識、技能、経験 ②勤務延長型特例任用（第１項第２号）：勤務環境、条件の特殊性 ③異動可能型特例任用（第３項）：欠員の補充が困難な場合 ○県立学校では、令和７～８年度に、笛吹高等学校長を①勤務延長型特例任用として任用した。また、義務教育においては、令和８年度に１６名の校長を③異動可能型特例任用として任用した ○今後の新校長必要数 及び主となる補充候補者数（５８～５６歳校長職＋５７～５６歳教頭・教頭職） 令和８年度末　役職定年校長　１２名　候補者数２８名 令和９年度末　役職定年校長　１１名　候補者数２６名 令和 10 年度末　役職定年校長　１５名　候補者数２７名 令和 11 年度末　役職定年校長　１０名　候補者数２５名
内容	○令和９年度以降、県立学校の校長を安定的に配置するためには、現在の校長職及び教頭では不足する可能性があることから、役職定年を迎える校長を対象として、本年度より特例任用校長を募集する。 ・タイプは、上記③異動可能型特例任用とし、配置は各年度において若干名、期間は１年ごととする。
今後の予定	令和８年１０月６日　選考要綱、選考要領、様式通知 令和９年１月１３～１５日　選考検査 ３月中旬　検査結果通知